

市からの連絡帳



税

6月は、市都民税普通徴収第1期の納期です。納付は、便利な口座振替のご利用を。納税課 ④(☎内線1353)

市民税・都民税(住民税)納税通知書の送付

平成19年度の市民税・都民税納税通知書を6月8日(金)に送付します。ただし、次の方はお送付されません。市民税・都民税をすべて給与天引きで納めている方(特別徴収の方)市民税・都民税が課税されていない方5月15日号でお知らせした税制改革に伴い、前年と収入金額が変わらない方でも、税源移譲により税額が大きく変わります。

- ◆平成19年度市民税・都民税の税額試算市④から試算できます。
- ◆市・都民税の課税・非課税証明書発行証明書が発行できるのは、申告された方およびその方の扶養親族として申告書等に氏名の記載のある市内在住の方です。平成19年度の証明書の発行は6月8日(金)からです。申告期限後の申告は、証明書発行に約1ヶ月を要します。市民税課 ④(☎内線1321~1328)

家屋調査(新築・増改築分)

平成19年中に新築・増改築された家屋は、平成20年度から固定資産税と都市計画税の課税対象となります。対象となる家屋の評価額を算定するため、資産税課職員が訪問し、家屋調査を実施しています。調査対象家屋は事前に書面で通知します。また、市内全域の家屋の状況調査を実施します。職員は必ず身分証明証を携帯しています。ご確認ください。家屋を取り壊した際はご連絡を。資産税課 ④(☎内線1341)

保険・年金・出張所

国民健康保険収納推進員が訪問

国民健康保険収納推進員は、制度を理解していただくために国民健康保険加入者のお宅を訪問し、保険料の収納や納付相談、口座振替の説明等を行っています。必ず身分証明証を携帯していますのでご確認ください。保険年金課 ④(☎内線1482)

国民年金保険料の追納制度

過去に国民年金保険料の納付が困難で、「学生納付特例制度」や「保険料免除・納付猶予制度」の承認を受けていた期間のある方は、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が満額の年金額より減額されます。免除等の承認を受けていた期間が10年以内の場合、保険料をさかのぼって納めることができる追納制度があります。追納をする場合、経過期間によって政令で定めた一定の率を乗じた額が保険料に加算されますので、できるだけ早く追納することをお勧めします。☎武蔵野社会保険事務所(☎0422-56-1411) 保険年金課 ④(☎内線1492) ⑤(☎内線2137)

(仮称)ひばりヶ丘駅南口出張所開設の市民説明会開催

公共施設の適正配置に伴い、平成21年5月をめどに中原・谷戸出張所を廃止し、(仮称)ひばりヶ丘駅南口出張所の開設を予定しています。これまでの検討経過、跡地の利用等についての説明会を開催します。時・場 6月22日(金)午後6時・ひばりが丘図書館 6月27日(水)午後6時・谷戸公民館 当日直接会場へ。駐車場はありません。市民課 ④(☎内線1451)

選挙

郵便等による不在者投票

選挙の際、自宅等で郵便等により不在者投票をするためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、選挙管理委員会に申請してください。要件 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、表1のいずれかに該当する方 代理記載該当要件 郵便等による不在者投票をする方で、自ら投票の記載をすることができない場合は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に投票に関する記載をしてもらうことができます。表2のいずれかに該当する方が対象

表1(自書ができる方)

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級もしくは3級
	免疫の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分が要介護5	

表2(自書ができない方)

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢もしくは視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢もしくは視覚の障害	特別項症から第2項症

選挙管理委員会事務局 ⑤(☎内線2811)

福祉

東京都医療費助成制度福が6月30日で終了

昭和12年6月30日以前に生まれた69歳までの方(所得が限度額を超えている方、社会保険被保険者本人の方等は対象外)に、⑤医療証を交付していましたが、6月30日にすべての対象者の資格がなくなり、⑤の医療証が使えなくなります。お手持ちの医療証の有効期限を確認ください。7月1日から受付窓口が変わります。制度終了により、請求窓口が市役所から東京都福祉保健局医療助成課に変わります。高額医療費支給申請 本人に申請書を郵送しています。医療助成費支給申請

都外医療機関等、⑤を取り扱っていない医療機関で受診し3割を支払った場合等は、⑤助成分の2割分の払い戻しを受けることができます。早め手続きをしてください。高齢者支援課

④(☎内線1572~1574)

地域密着型サービス事業者指定申請に係る事業者説明会

時 6月15日(金)午後1時30分 場 保谷庁舎 ④平成20年度までに市内に地域密着型サービス事業開設予定事業者(要事前連絡) 高齢者支援課 ⑤(☎内線2321)

戦没者等の遺族の皆さんへ

第8回特別弔慰金が支給されます。戦没者等の死亡当時の遺族で、平成17年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合、第8回特別弔慰金として、額面40万円・10年償還の記名国債が支給されます。(支給要件あり) ④生活福祉課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター1階) ⑤平成20年3月31日まで 生活福祉課 ④(☎内線1583) ⑤(☎内線2353)

子育て

児童手当・児童育成手当の現況届をお忘れなく!

5月まで児童手当・児童育成手当を受給している方には、現況届の用紙をお送りします。6月29日(金)までに必ず提出してください。届出がないと6月分(10月期支払)からの手当の支給が停止されます。現況届は、今回から両庁舎と各出張所で提出できます。出張所に持参の場合は、専用の回収ポストに入れてください。記入漏れや添付書類の漏れがないようにしてください。郵送でも提出できます。早め提出をお願いします。子育て支援課 ④(☎内線1527) ⑤(☎内線2141)

子育て支援ショートステイ事業がスタート

保護者の方が病気・出産・介護等で、一時的にお子さんの養育にお困りの時、市が委託している市内の児童養護施設でお預かりします。要件 市内に住所がある家庭 年齢が2歳~12歳(小学6年生)までのお子さん 保護者が疾病・出産・親族の看護、冠婚葬祭・出張・育児疲れ等により、お子さんの世話をすることが一時的に困難な場合 お子さんの健康状態等によっては、お預かりできない場合があります。利用期間 原則7日以内 ⑤日帰り3,000円(午前8時~午後7時) 宿泊6,000円(1泊2日) 住民税非課税世帯、生活保護受給世帯は減免措置があります。食費は実費負担 実施施設 クリスト・ロア会聖ヨゼフホーム(児童養護施設)

④利用希望日の3日前までに、子ども家庭支援センターへ相談ください。必要書類等詳細は問い合わせを。子ども家庭支援センターのどか(☎451-0600、(火)~(土)午前9時~午後5時)



ファミリー・サポート・センター ファミリー会員登録説明会

当センターでは、地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。ファミリー会員の登録希望の方は出席してください。(子ども同伴可) 電話申し込み要 時・場 6月6日(水)午前10時~正午・保谷東分庁舎 6月16日(土)午前10時~正午・イングビル 必要なもの 保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚、印鑑、80円切手1枚(会員証郵送用) ⑤いずれも前日の午後5時までに、ファミリー・サポート・センターへファミリー・サポート・センター事務局(☎438-4121)

商業・地域活性化

チャレンジショップ事業 申し込みスタート

市内の空き店舗に創業・開業する方を支援します! 市は、平成15年3月に「西東京市商店街振興プラン」を策定しました。その重点プログラムの1つである「チャレンジショップ事業」は、新しい感覚や意欲があっても、実績や人脈の少ないこれから起業しようとする方に対し家賃補助を行うことにより、『活気ある商店街・魅力あるまち』づくりをめざします。西東京商工会は、市の支援のもと、この事業への応募者を募集します。募集件数 2件 ④新規開業時から最大1年間の家賃について、月額費用の40%以内、1件あたり上限月額5万円 応募資格 次のすべての要件を満たす方。詳細は要問い合わせ。小売業・サービス業のほか、コミュニティービジネス等、独立開業を目指していること 事業または営業に直接携わることができること 空き店舗で行おうとする事業に必要な資格、認可等取得していることまたは取得することが確実なこと 市内の空き店舗で契約可能な店舗を、申込者自身が選定し契約することができること 空き店舗所有者と同一世帯または生計を一にする方とその3親等以内でないこと 開業前に、西東京創業支援相談センターで開催される講習を受講することができること 市税の納税義務者の場合は、滞納していないこと等 選考は、申込者より提出された事